

たつの市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域に生息している飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術を受けさせる者に対し、予算の範囲内でその手術費用の全部又は一部を助成することにより、飼い主のいない猫の個体数の増加を抑制し、猫のふん尿による被害等の減少を図り、もって良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息する所有者がいない猫をいう。
- (2) 獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による免許を受けている者をいう。
- (3) 不妊手術 獣医師による雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する処置（当該処置が行われたことを判別するため耳にV字型の切込みを施す処置（以下「判別処置」という。）を含む。）をいう。
- (4) 去勢手術 獣医師による雄猫の精巣を摘出する処置（判別処置を含む。）をいう。
- (5) 適正飼養 良好な住生活環境の保全に努め、地域に迷惑を及ぼさないよう飼養することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する者又は市内に活動拠点を有する団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下これらを「手術」という。）の費用を負担するもの
- (2) 飼い主のいない猫の生息する地域の自治会長等に対し、飼い主のいない猫であることの確認及び手術を実施することについての十分な説明を行い、理解を得ているもの
- (3) 手術済みの猫を適正飼養しようとするもの
- (4) 手術の実施に伴い苦情、紛争等の問題が生じたときは、助成対象者の責任において対処することを誓約するもの
- (5) 市税を滞納していないもの
- (6) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないもの

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、手術に要した自己負担額とし、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 不妊手術 1匹につき10,000円

(2) 去勢手術 1匹につき5,000円

2 助成対象者は、同一年度内において10匹までの手術について、交付の申請を行うことができる。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、手術を受けさせる前に、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 地図(実施地域が確認できるもの)

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、助成金の交付の可否を決定し、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(手術の実施)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の日の属する年度内に手術を受けさせなければならない。

(完了報告)

第8条 交付決定者は、手術を受けさせたときは、飼い主のいない猫不妊・去勢手術実施完了報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 手術費用の領収書及びその内訳が確認できる書類の写し

(2) 手術前後の猫の写真(判別処置を実施したことが確認できるもの)

(助成金額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該完了報告書が適当であると認めるときは、助成金の額を確定し、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付確定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知する。

(助成金の請求等)

第10条 市長は、前条に規定する助成金の額を確定した後、助成金を交付し、交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。